

税理士はあなたの暮らしのパートナー

せいねんこうけんせいど

あなたと歩む成年後見制度



税理士はこの制度を積極的に支えます

成年後見制度のしくみ

法定後見制度

| 制 度 | 本 支 援 者 |
|-----|---|
| 後 見 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象 成年被後見人 成年後見人 |
| 保 佐 | 判断能力が著しく不十分な方を対象 被 保 佐 人 保 佐 人 |
| 補 助 | 判断能力が不十分な方を対象 被 補 助 人 補 助 人 |

補助・保佐・後見は法定後見制度とよばれ、親族などの請求権者(身寄りのない方は市町村長)から法定後見開始の審判を申立て、家庭裁判所によって適任と思われる支援者(法律や福祉の面から支援する人)が選ばれます。また、場合によって支援者を監督する監督人が選ばれることもあります。

制度の流れ



任意後見制度

任意後見契約

任意後見契約は、定められた様式の公正証書で締結し、後見登記が必要です。委任する契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。例として、預貯金の管理、賃貸借契約の締結、介護サービスの契約、施設の入所契約などです。



制度の流れ

公正証書にて契約

登 記

任意後見監督人選任

任意後見開 始

任意後見制度は、本人の判断能力がある時に、将来を考え契約を結びます。その後、判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を支援する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

こんなときあなたはどうしますか？

財産

あなたは、これまで蓄えてきた財産を、これから自分の充実した人生を過ごすために使い方を考えてみたことがありますか？

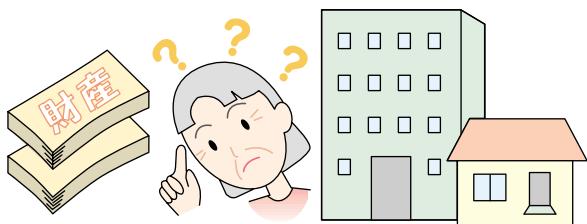
暮らし

あなたは、からの老後、病気で倒れたり一人暮らしになったときのことを考えていますか？

Q

アパート経営で生計を立てているが高齢になり管理に不安を持っている。

- Aさんは7年前に夫をなくし子供もおらず現在相続したアパートの経営で生計を維持している。身内は一人もおらず68歳になった今これらの生活をどうすればよいのか、財産をどのように管理し又処分すべきか悩んでいる。



任意後見および財産管理契約のケース

A

将来、判断能力が低下したときのため「任意後見契約」を、その契約が発効するまでの間は「財産管理契約」を税理士と契約し将来の不安を解消した。

Q

財産の処分をしたいが物忘れが激しくなり、自分の判断に自信がない。

- 以前から物忘れが見られたが、最近症状が進み買い物でお札の金額がわからなくなってきた。今住んでいる家を処分し、長男夫婦と同居することになったが、売却について不利益を被ることを避けたい。



保佐のケース

A

家庭裁判所の審判により保佐が開始。保佐人に長男が選任され、自宅の処分は保佐人に代理権を付与する審判により売却する手續が進められた。

Q

訪問販売員から高額な品物を説もわからず買わされました。

- 最近は米を研がずに炊くなど家の失敗がみられるようになった。一人で留守番をしているときに悪徳セールスマンが訪ね高額な呉服を説もわからず数枚購入してしまった。このようなことがないように10万円以上の買い物をする場合には誰かに判断してもらいたい。



補助のケース

A

家庭裁判所の審判により補助が開始。補助人に長男が選任され、本人が補助人に無断で10万円以上の商品を購入した場合には、その契約を取り消すことが可能になった。

Q

もの忘がひどくなり、社会生活を全く送れなくなってきた。

- 痴呆性疾患で入院中のBさんは、お見舞いに来た勤務先の直属の部下を見ても誰かわからなくなるなど次第に社会生活を送ることができなくなってしまった。



成年後見のケース

A

家庭裁判所の審判により法定後見が開始。妻が成年後見人に選任され、ご主人のBさんに代わって全ての法的手続等が行えるようになった。

税理士は財産管理の専門家

私たち税理士は、事業を営む方の税や経営に関し、また、個人の方々の資産管理などのお手伝いをしております。その豊富な経験を活かして、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理をいたします。

全国6万8千人の税理士がお応えします、財産管理のことは私たちにご相談下さい。

少子高齢化とともに家族介護が 減少傾向にあり

これからは老後を自ら管理する必要に迫られています。



お問い合わせ先はお近くの税理士会へ

北海道税理士会

〒064-0823 札幌市中央区北三条西20-2-28
TEL.011-621-7101

東北税理士会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-2-40
TEL.022-222-0503

関東信越税理士会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13
OLSビル14階 TEL.048-643-1661

東京税理士会

〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 税理士会館
TEL.03-3356-4461 / 03-3356-4471

東京地方税理士会

〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106
税理士会館7階 TEL.045-243-0511

千葉県税理士会

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-6-12
税理士会館3階 TEL.043-243-1201

名古屋税理士会

〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通8-14
税理士会ビル4階 TEL.052-752-7711

東海税理士会

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22階 TEL.052-581-7508

近畿税理士会

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
TEL.06-6941-6886

北陸税理士会

〒920-0022 金沢市北安江3-4-6
TEL.076-223-1841

中国税理士会

〒730-0036 広島市中区袋町4-15
TEL.082-246-0088

四国税理士会

〒760-0017 高松市番町2-7-12
TEL.087-823-2515

九州北部税理士会

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-13-21
九州北部税理士会館3階 TEL.092-473-8761

南九州税理士会

〒862-0971 熊本市大江5-17-5
TEL.096-372-1151

沖縄税理士会

〒901-0152 那覇市小禄1831-1
沖縄産業支援センタービル7階 TEL.098-859-6225



発行 日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館8F
TEL.03(5435)0931 FAX.03(5435)0941 <http://www.nichizeiren.or.jp>